

## 公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成27年3月16日(月)  
午前10時00分～午前11時13分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

1番 長谷川広昌、 2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、  
4番 浅岡保夫、 5番 柴田耕一、 6番 幸前信雄、  
7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、 10番 鈴木勝彦、  
11番 鷺見宗重、 12番 内藤とし子、 14番 内藤皓嗣、  
15番 小嶋克文、 16番 小野田由紀子  
オブザーバー 議長、副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政GL、財務GL、行政G主幹兼財務G主幹

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

### 6. 付議事項

#### 1. 報告及び連絡事項

- 2. 協議事項
- 3. 審査事項
- 4. その他

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

### 《議 題》

#### 1 報告及び連絡事項

委員長 当局より配布資料の説明をお願いいたします。

説（総務部） 報告及び連絡事項ということで、本日は3点について御説明を申し上げます。まず1点目は基本協定の締結について。2点目は本庁舎整備事業に係る事業契約（案）について。3点目は新庁舎3階の議会フロアについて。以上3点について御説明を申し上げます。まず資料1「高浜市役所本庁舎整備事業 基本協定書」を御覧ください。過日3月9日の本会議におきまして、一般会計3月補正予算、債務負担行為補正の御承認をいただきましたので、3月9日の翌日、10日に大和リースと基本協定を締結いたしました。この基本協定の内容につきましては、2月3日の特別委員会でお示しをしました基本協定

(案)と同様で、特に変更したところはありません。なお、債務負担行為補正の上程が、2月の臨時会から3月の定例会になったということで、事業スケジュールに影響が出てくるのではないかと、この御心配の声もいただいておりますが、このことにつきましては、特に影響が出るということはありませんので、よろしくお願い申し上げます。次に資料2「高浜市役所本庁舎整備事業契約書(案)」を御覧ください。本事業契約書(案)は、庁舎機能を20年間にわたり、大和リースが保有する施設を高浜市が賃借するという契約書で、基本協定の締結に至りましたので、本年3月末に契約を締結する予定としております。本日、提出いたしました事業契約書(案)は、高浜市が作成し、現在、大和リースにお示しをし、回答待ちの状況でございます。今後、大和リースからの回答を受け、弁護士協議をしましてまいりますので、内容等の変更が生じる場合もございますので、御理解をいただきたいと思っております。それでは、事業契約書(案)の2ページをお願いいたします。まず、契約相手は「大和リース株式会社名古屋支店」とし、事業名を「高浜市役所本庁舎整備事業」として、契約を締結いたします。事業場所は「高浜市役所本庁舎敷地」及び「高浜市いきいき広場」とし、契約期間は、契約を3月末と予定しておりますので、平成27年3月末日より平成49年1月3日としております。契約金額は、大和リースより提案のありました33億2,352万7,200円としております。次に、9ページをお願いいたします。本契約書は御覧のとおり、大変ボリュームのある内容となっておりますので若干、説明が長くなりますが御理解をいただきたいと思っております。まず、第1条総則では、大和リースは本事業を、契約金額の中で実施するものとし、高浜市に新たな費用負担が生じることのないよう十分配慮し、柔軟に対応することとしております。10ページをお願いいたします。第3条では、高浜市は、庁舎機能を20年間にわたり果たすことのできる施設を大和リースから賃借し、地域活動拠点機能を目指すものとし、本事業の日程につきましては、37ページの別紙2に従い実施するとしております。それでは、37ページをお願いします。事業スケジュールでございますが、まず、庁舎といいきき広場の整備を、平成28年10月31日までに行い、庁舎の共用開始日を平成29年1月4日としております。庁舎のリース期間は平成29年1月4

日から平成49年1月3日の20年間とし、現庁舎の解体撤去を平成29年5月31日までに行い、駐車場等、その他の工事を平成29年9月30日までに行うこととしております。再度、10ページをお願いいたします。次に第5条では、11ページにありますように、本事業を実施するに当たり、本契約書、基本協定書等に記載のない事項については、互いの協議のうえ決定することとし、特に重要な事項については、覚書を取り交わすものとしております。12ページをお願いいたします。第8条では、大和リースは、自己の責任及び費用をもって、近隣の住民や環境に与える悪影響を最小限にするよう対策を講じるものとしております。第9条では、大和リースは本事業を進める中で、高浜市または、第三者に損害が発生した場合、大和リースがその損害を賠償することとし、高浜市の原因による場合は高浜市が賠償することとしております。第10条では、施設整備に当たって、大和リースの費用及び責任において、作業スペースの確保、安全管理、警備等を行うこととしております。第11条では、大和リースは施設の整備、解体等については、高浜市に提出した工事施工計画書に従い実施することとしております。第13条設計では、大和リースは市役所機能が円滑に利用できるよう、施設として必要なものは全てそろえ、施設整備において新たな追加費用が発生しないようにし、定期的に高浜市との協議、ワークショップを通して、設計を行うものとしております。また高浜市は、必要に応じて設計、または設計条件の変更を求めることができるものとし、軽微な変更については、大和リースが無償で対応することとしています。14ページをお願いいたします。第15条では、大和リースは工事着手前に基本設計図書、実施設計図書、工事費内訳書、工事施工計画書を高浜市に提出することとしています。第17条では、大和リースは月間工程表に従い、工事を行うものとし、既存の地下駐車場については老朽度調査を実施し、必要な耐震補強を行うこととしております。第18条では、大和リースは工事監理を実施し、毎月1回、施設整備の状況について高浜市に対して定期報告を行うこととし、第19条では、工期、または工程の変更により、追加の費用負担が生じた場合はその理由、原因によって、それぞれが負担することとしております。16ページをお願いいたします。第22条では、工事期間中の電力、工業用水等の費用については、

大和リースの負担とし、第23条では、施設の整備による騒音、振動、地盤沈下等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、大和リースがその損害を負担することとしております。第26条では、高浜市は本庁舎1期工事、2期工事、いきいき広場の各施設整備完了時に、本件施設について完成確認を行うものとしております。第29条では、大和リースは詳細な引っ越し計画を作成し、円滑に市庁舎の供用を開始できるようにするものとしております。18ページをお願いします。第30条では、整備した施設について、借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借契約を締結するとし、第31条で契約期間を定め、第35条で契約の終了、第36条で明け渡しについて、第37条で原状回復について、それぞれ定めております。第38条では、高浜市は、収益事業に係る土地以外の土地については無償とし、収益事業部分については、事業用定期借地権設定契約とすることとしております。21ページをお願いします。第54条では、大和リースは本契約等に基づいて、維持管理、運營業務計画を策定し、供用開始日の3カ月前までに、高浜市に提出することとしております。22ページをお願いします。第56条では、大和リースは維持管理、運營業務の実施に当たり、その実施体制、総括責任者、各業務責任者を、事前に高浜市に届け出なければならないとしております。第57条では、大和リースは事業期間中、業務日報を作成し、高浜市に対して、業務月報、年度業務報告書を提出するものとしております。第60条では、高浜市は事務室のレイアウト変更など、施設の追加工事を行うことができることとしております。24ページをお願いします。第61条では、第三者による軽微な損傷及び不可抗力により施設に損傷が生じた場合、大和リースがその修繕を行うものとしております。第63条では、大和リースは多目的活用ゾーンについては、高浜市の利用を優先し、議場の利用については、事前に高浜市の承認を得るものとし、臨時議会、選挙等の正当な理由がある場合は、予約を取り消すことができることとしております。第64条では、高浜市は事業期間中、維持管理、運營業務の実施が、サービス水準に適合しているか否かを確認するため、41ページ以降のモニタリングを実施することとしております。また、高浜市は、大和リースによる維持管理、運營業務の実施状況がサービス水準に適合していないことが判明した場合、4

6 ページ以降にありますように、その内容に応じて、是正勧告、支払いの減額、支払いの延期、契約解除を実施することができることとしています。第65条では、高浜市が支払うリース料は3カ月ごとの支払いとし、第67条では、リース料のうち維持管理相当分、運営相当分の変更は、51ページにおいて、物価変動に基づく改定を行うこととし、改定は平成29年4月を第1回目とし、その後3年度ごとに改定することとしております。26ページをお願いします。第69条では、契約期間満了時の取り扱いとして、大和リースは、契約の期間満了に当たり敷地を更地に戻し、高浜市に返還するとし、高浜市は期間満了時前に、賃貸借の継続等について協議することができることとしています。第70条では、高浜市による契約解除に関する規定、第71条では、大和リースによる解除に関する規定、第72条では、施設の完成前の解除に関する規定、28ページの第73条では、施設の完成後の解除に関する規定を、それぞれ定めております。第77条では、高浜市は法令変更により本事業に影響が生じる場合は、事業内容の変更及び追加の費用負担について、速やかに大和リースと協議を行うこととしています。30ページをお願いします。第79条では、不可抗力に係る負担について、火災、落雷、破裂・爆発、風水害等は大和リースの負担とし、震度7以上の地震などに起因する建物の毀損等については、躯体、外装は大和リースの負担とし、内装については高浜市の負担とするものとしています。また、設備の負担割合については、経年劣化などを考慮して協議するものとし、震度7未満の地震の場合は、全て大和リースの負担としています。第81条では、大和リースが実施する収益事業部分以外の市税については、免除することとしています。以上が、現段階での事業契約書（案）の内容でございます。最後になりますが、資料3「新庁舎3階図面」を御覧ください。高浜市役所本庁舎整備事業、議会を設置します3階平面プランにつきまして、御説明をさせていただきます。まず資料の左側、新庁舎3階の平面図でございます。床面積は1,030平米で、議会関係諸室、監査委員事務局、書庫・倉庫、電算サーバー室等を設置します。共用部分として北側に湯沸し、トイレ、エレベーターを設置し、階段は、北側と南側に配置しております。現段階では議会事務局、正副議長室、議員執務スペースなどの配置、執務室のパーテーションの

位置、議場以外の机、椅子などのレイアウトの変更は可能でございますが、共用部分である階段、エレベーター、トイレの配置、議場のレイアウトにつきましては変更することはできませんので、よろしくお願い申し上げます。次に資料の右側、新庁舎、議会スペース拡大図を御覧ください。まず、議会事務局でございますが、議会へ来庁された方が、最初に受け付けができるよう、階段、エレベーターに近い位置に配置しております。正副議長室は事務局に隣接をさせ、議員控室、執務スペースにつきましては、議員の皆様方より御要望のありました、議員が調べものなどができるよう、個別執務スペース10カ所を計画しております。次に、議場、多目的ホールでございますが、議場レイアウトは議員席と執行部席が向き合い、その側面に議長席、傍聴席を配置する形式をとっております。メリットとしましては、議員と執行部が互いの顔を見やすい、傍聴席から発言者の顔が見えるなどであります。この形式の事例といたしましては、東京都の千代田区役所が採用をしております。配置につきましては、南側に、演台上に議長、事務局長席を配置し、西側には議員席16席と質問席、東側には執行部席38席と演壇、また北側には、傍聴席39席を配置し、議場との境はベルトインタイプポールなどで仕切ります。なお、書記席は設置しませんので、よろしくお願い申し上げます。また、議場は多目的に利用できるよう、床は段差のない平土間とし、机、椅子などは可動式のものとしています。また、特別委員会で要望のございました国旗、市旗につきましては、現在、議長席の後ろに設置してあるものを取り外し、設置したいと考えております。次に、調整室につきましては、映像機器、録音機器の操作などを行う部屋でございますが、会議室を広くとりたいたため、議会事務局での操作ができないか検討中でございます。最後に、今後のスケジュールでございますが、本日、御説明をさせていただいた内容について、3月30日までに御意見等を書面により議会事務局に提出をしていただき、その後、設計業者と協議、調整を行い、4月13日までにおおむねの配置を決定したい、と考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。説明が大変長くなりましたが、以上で終わります。

委員長 それではちょっと、内容が非常に濃くて、きょう、見た限りの中では、なかなか難しいのかもしれませんが、ただいまの報告に対しての質疑を

許します。

問（12） 先ほど説明のあった中で、契約の終了というところがあるんですが、その中で敷地を更地に戻し、事業者がね、事業完了時に市に返還するというところがありますが、15年たったら協議するということも言われていますが、34年もつ建物ですので、やはり、その後は無償貸与していただくようにすべきだと思うんですが、そういう考えはありませんか。

答（行政 主幹） 今、契約の終了のことで御質問があったんですけども、契約の終了ということで、20年という期間を区切ってですね、そこで一旦終了させて終わりをするというので、契約はしております。ただし今、委員おっしゃられたように、その後どうするかということは、やはりその15年ぐらい先になったときに、市役所の庁舎のあり方等検討させていただきまして、5年ぐらい前から、無償貸与にするのか、買い取りにするのか、そういったことを検討をしていきたい、と考えております。

問（12） このリースの期間に、全然、儲けがなくてリースをやっていただくということは考えられませんので、その間に十分、儲けは見越してあると思うんですね。だから、やはり市のほうがそういう面では、向こうの言いなりになるのではなくて、無償貸与を強く要求していくべきだと思うんですが、いかがですか。

答（総務部） 20年先の行政の状況を考えた場合、みんな。ここにお見えになる委員さん皆さんに、はっきりこうだというのが示せるわけでもないと思います。特にまた、マイナンバーが始まって、どういうふうにその行政環境が変わっていくのか。これは、ある程度の想像はつきますけども、どういった環境になるのかというのは、わからない。こういった状況で、私どもといたしましても、そのときどきに財政状況だとか、ただいま申し上げました行政環境を考慮して、やはり、それは考えていかなければならない、というふうに思います。当然その中に今、委員がおっしゃられるように、無償の譲渡というもの、一つの選択肢だと思います。そういう意味から、26ページにあります第69条での項目を、つけさせていただいておるということでございますので、よろしく申し上げます。

問（１２） その件と不可抗力の面で、高浜市において、震度７以上の地震に起因する建物が損害したときに、ということが言われているんですが。この意味は、高浜市が震源地に近いということを含めて、高浜市が震度７という意味なのか、どこか違うところで震源地７以上の地震があった場合ということなのか、ちょっとそこのところを、お示しをお願いします。

答（行政 主幹） 今、震度７の観測点のことですけれども、稗田町に観測点がございますので、そこの観測点の震度７、ということで考えております。

問（１２） 順序が逆になりましたけれども、契約書の概要の中で、こういうA4のものを１枚いただいているんですが、総則の中で、事業者は現庁舎の耐震改修等を実施し、今後２０年間、維持、管理、運営した場合の事業費の中で、市に新たな追加費用が発生することのないよう十分配慮し、柔軟に対応するとなっておりますが、この現庁舎の耐震改修等を実施しとなっているのは、リースでということを行っているものですから、ちょっと違うかと思うんですが、これは、どうしてこういうふうになっているのか。

答（行政 主幹） 概要のところ、ちょっと説明不足なのかもしれませんけれども、これにつきましては３３億の募集要項に出している金額の根拠ということで、お示しをしておることとございます。耐震改修費等を実施して、今後２０年間を維持、管理していくということで、事業費のほうを３３億で上げておりますので、この範囲内でお願いをしていく、ということでございます。

問（１１） この資料１の基本協定書ですけれども、締結されて市民に対しての説明とか、そういう観点ではどうされていくのか。また、今月末で契約書を取り交わすということですが、この期間であると、なかなか市民にどういふふうの説明していくのか、難しいのではないかな、というふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

答（行政） 現在、この基本協定締結の内容につきましては、市の広報のほうで周知をさせていただくということで。ただ、市の広報の締め切りというのがございまして、今の予定では４月１５日号で、この内容について情報提供はさせていただく、ということで考えております。

問（１１） それからこの契約については、我々議会も何かいうかというか、

議決するような案件というか、そういう点はいかがですか。

答（財務） この契約議決の件でございますけれども、地方自治法では、1億5,000万円以上の工事の製造、また請負は、契約議決になっておりますが、本件は物件の貸与でございますので、地方自治法での契約議決の対象になってはおりません。

問（11） そうしますと、これで議決ということは、あり得ないということですね。ないということで、このリースにしても、この契約については、年間ではそういうことになっていきますけれども、33億使うわけですが、それで議決がないというのは、ちょっと合点がいかんというか。そういう点ではいかがですか。

委員長 よろしいですか、鷺見委員。この金額に関しての債務負担行為の議決は、もうされましたので、賛成したか賛成ではなかったかということではなくて。議会としては、もう議決を終えていますから、この件は。さらに、債務負担行為の理由というのは、どういう形態で、何年間にわたり幾らということを経済議決しただけで。毎年その年の当初予算には、その年に使われる予算が、また議会に上がってくるわけですから。それに対しては、この議会が、きちんと議決をしていくという行為になりますので。これは基本的な話ですので。何度もずっとしてきていますけれども、よろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 それから、私のほうから5ページの目次の、第52条の「明渡し・現需回復」の、これ多分、変換ミスか何かだと思いますので、字が。

「すみません。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。5ページの目次の第52条。「明渡し・現状回復」ですよね、これは。

問（14） この契約書の最初のところには特に、いわゆるリスク負担が業者

のほうに、ほとんど、99%というか100%に近いようになっていますけども。こういう契約を結んでいるということは、2者間では確かにそうだけど、対社会的な責任というのは当然、高浜市にも及んできますよね。その辺のことをどういうふうに捉えてみえるのかということと。この条文というのは、何かほかの、何かのものを参考にされて、何か一つのマニュアルみたいなものがある、こういうものがあるのかという、この条文のつくり方ですね、内容。それととりあえず、それだけ。それから多目的ゾーンは、ここでいうと何となく事業者が貸し出しの受け付けというんですか、管理をやって、市はタッチしていないような感じがしますが。ただ議会とかなんかの了解を得てから、ということになっていますけど。基本的には、業者が全部受け付けをやったり、いろんな管理をしていく、ということなんですかね。

答（行政 主幹） 社会的責任ということでございますけれども、市のほうで使用しておりますので、当然、どういった場合が想定されるかわかりませんが、第一議的には、市のほうの責任ということになっていくと思います。それに対して、この負担割合に基づいて、補償のほうを求めていくという考えであります。それから、この事業契約についてなんですけども、これにつきましては、契約をしておりますファイン研究所のほうからいただいたもので、ちょっと、どこの町村を参考にしたかというのが今、ちょっと資料ございませんけども、参考にさせていただいて。それに、賃貸借契約については、弁護士さんのほうから資料をいただいて、追加で作成しているということでもあります。それから、貸し出しの受け付けにつきましては、基本的には運営は管理者、事業者の大和リースのほうに、お願いをしていきます。それで、議会のほうの関係がございまして、事務局との対応をどのようにしていくかは、今後の検討事項であると考えております。

委員長 よろしいですか。

問（14） はい、とりあえず、ちょっと、今。

問（5） 11ページの提案書等の書類の中で、重要な事項は覚書を取り交わすと。今後、要するに甲乙協議の上決定し、というそういった場合。ある程度の内容やなんかは、議会のほうへお知らせしていただけるのか。それとも、ど

ういったことが例えば予想されるのか。そこら辺のことを、お聞きしたいんですけど。

答（行政 主幹） 覚書につきましては、やはり今後、皆様方から御意見をいただいたものを、4月以降、基本設計にまとめさせていただいて、5月から実施設計のほうに入ってまいります。そういった中で当然、金額の増減でありますとか、ということが考えられますので。その中でやはり、重要なところは覚書という形で。運営に関するところもそうですけども、覚書ということで、締結をさせていただいて、特別委員会があるときに御報告のほうはさせていただきたい、と考えております。

問（5） それとこの資料2の中で、8条の不可抗力の中で、負担割合は経年劣化を考慮し協議をする、ということが書いてあるんですけど、設備の。そういったときは例えば、市が使っていた年数でやるのか、そこら辺だとは思いますが、そうなんですけれど。こういったことも、要するにあれですか、協議だとかそういったことに入ってくるのか。そこら辺のことも。

答（行政 主幹） 委員のおっしゃられるとおりですね、経年劣化につきましては、年数で考えております。例えば、エアコンやなんかがですね。契約してから10年ぐらいたったときに地震7の地震で壊れた場合には、20年の半分ということで、50%の割合があるのではないかとか、そういったことは協議で決めていきたい、と考えております。

問（5） 耐用年数は関係していませんか、その設備の。

答（行政 主幹） 耐用年数も当然、心配なところではありますけれども、やはり20年間は快適にと申しますか、そういった形で、設備のほうは運転していただきますので、修繕とかそういうことで、対応はいかれると思います。

問（3） 今の5番委員さんと、ちょっと似たことなんですけど。協議だとか覚書、云々という部分で、どういった方が業者と市との間に入って、第三者的に入って。いろいろ調整する方というのは、どんな方とかみえるのですか。

答（行政 主幹） 特に間に入るというところでは、定めてはおりません。ただ協議が入った場合は、市の顧問弁護士さん等には相談して、決めていきたい

と考えております。

問（3） できたらやはり、こういった賃貸借契約だとか、そういうことにすごく精通している人とかが、また、みえるといいのかな、とはすごく思うんですけど。

問（14） もう1点。忘れていました。次年度予算で、2年で1,400万円の委託料がありましたよね。この契約書に基づいて、業者の事業が進んでいく中でのコンサルタント料というのか、業務委託だと思うんですけど、具体的にどういう形で、その委託の内容がね。主な委託の内容が、どういう形になっているのか、ということお聞きしたいと思います。

答（行政 主幹） 27年度、700万円の予算計上をしております。これにつきまして現在、募集要項とか事業契約、これから結ぶ事業契約に基づいて、設計、施工の管理ですとか、そういった業務が27年度のほうには発生してまいります。そういったときに、専門家であります業者さんのほうに、委託契約をしていくということであります。その中にはやはり、賃貸借契約を今後結んでいく中で、管理、運営もございますので、弁護士さんですとか、そういった法務相談も含んで考えております。

問（14） 2年間。1年間でもいいんですけども、それほどの内容のものがあるのかな、と疑問に思うんですけども。設計とか何とか言われたけども、設計は業者が全部やるわけですよ。それを、設計したものをまたチェックするという意味ですか。工事していく過程を、またチェックするということ。チェックは、それぞれの事業者のほうにあるのではないですか。これは二重チェックをするという意味ですか。

答（行政 主幹） 事業契約の中に設計の管理は、おっしゃられるとおり大和リースさんのほうでお願いする、ということになっています。管理をするに当たってやはり、チェックは必要ないのではないか、という考え方もあるのかもしれないですけども。やはり施工に関しては、事業契約にもありますように、市のほうがチェックをしてまいります。やはり、外工までだと15億円ぐらいの工事となりますので、やはりそういった専門の方に、現場の管理や何かの、市がチェックする場合の補助は、お願いをしていきたいと考えております。

「はい。」「もういいです。」と発声するものあり。

委員長 この件は、前回の委員会でも、もう質疑が出ていますのでね。

「僕がしていたんだね。」と発声するものあり。

委員長 誰がしていたのか、わかりませんが。それと、今回の当初予算の案件でありますので、この金額においては。

問（１１） はっきりしないというか。賃貸契約も、この追加するという形になっています。ということで…。

委員長 どこのことを。

問（１１） どこだったかな。先ほど説明の中で、どこだっけかな。

委員長 質疑は、まとめてから、また改めてしてください。

問（１１） はい。

委員長 ほかに。

問（１０） 契約書（案）８条の近隣対策費で、大和リースが自己の責任及び費用でということ、市役所は合理的な範囲で、これに支援、協力するということが書いてありますけれども。近隣というのは、どの範囲を近隣というのか。あるいは、市と大和リースは、どのような支援、協力体制に今、あるのか。その辺を、お答えいただきたいと思います。お願いします。

答（行政 主幹） 範囲につきましては今、現在考えておるところは、敷地の周りに、道路を挟んで接するところを対策というか、説明が必要なところだとは考えております。それから、負担割合というか。大和リースとどのような調整をされておるか、ということですね。今、すみません。まだそこまで細かい内容は、詰めておる段階ではありません。

問（１０） 今のその公害であるとか、騒音であるとか、そういうものに対して近隣とは、まだ大和リースと市とは、共同して説明に、まだ当たっていないということですか。

答（行政 主幹） はい。

問（1 1） 先ほどの25ページになりますけども、サービスの対価の支払いというところで、その別紙7が51ページにありますけども。提案年度である、基本として、改定年の金額の変更がある場合は、翌年の4月以降に支払い分に反映させる、ということになっていきますけども。これ、変更があった場合は、上になるのか下になるのかというか、そういう予想は立ててみえるのか。また、この契約金額よりも上になってしまうという予想もあるのか、お答えください。

答（行政 主幹） 3月の債務負担の補正を出させていただいたときに、物価の変動分につきましては増減等あるということで、御承認をいただいております。

問（1 1） いや、その他の部分で例えば。何があるかちょっとあれですけども、大きく壊れただとか、そういう点では。

答（行政 主幹） ここにありますのは物価の上昇分について変動、金額があるということでございます。

問（6） ちょっと細かいことをお聞きしますけども、新庁舎の3階平面図のところで、サーバー室というのは、これは何を置くんですか。

答（行政 主幹） 具体的にちょっと細かい内容は、専門家ではないのでわかりませんが今、現在ある、4階にあるものを、移動をしていく、ということと考えております。

問（6） 4階にあるというのは、ネットワーク機器だけですよ。

答（行政 主幹） はい。

問（6） それを交換機室と、なぜ分けるのかなというのは、よくわかりませんが。普通、こういうつくりはしないんですよ。

答（行政 主幹） サーバー室の中に、交換機器と、それから操作をしますので、これぐらいの面積はとっていただきたいということで、電算のほうからちょっと要望を受けております。

問（6） 365日24時間動くということは、空調の設備が、この2つの部屋は必要になるんですよ。交換機が入っているんですよ、ここ。

答（行政 主幹） サーバー室と電話交換室の両方、必要ないのではないかと

ということでしょうか。電話交換室は、電話交換室で勤務をしますので、運営管理のほうをしていきますので、これはこれで1つ部屋がいらいます。サーバー室に関しては電算関係の、先ほど委員がおっしゃられたようなことで、機器が入ってまいりますので、2つ部屋がいらいます。

問（6） いまさらいいですけど、分けて考えるからそういうふうのできるの  
で。一緒だと思えますけどもね。

委員長 よろしいですか。

答（行政 主幹） 先ほどちょっと言われたことを忘れておりましたので、サーバー室に関しては、出入りを制限したいということで、専門の部屋を設けて  
いただきたいということで、電算のほうから要望を受けておりますので、別で  
設けております。

委員長 ほかに。

問（7） この新庁舎3階平面図の部分で、この議場、多目的ホールというこ  
とで書いてある部分で、当然、多目的ということで使うという場合に、議場の  
配置してありますテーブルなり椅子を、倉庫に収納ということなんですけど、  
スペース的にこの程度で、入るわけですかね。

答（行政 主幹） まだ家具のほうをしっかりと決めておりませんのであれです  
けども、当然、今、委員おっしゃられたとおりですね、議会の机、椅子は、か  
なり大きいものになります。机に関しては現在、折り畳みのものでできないか  
ということで、検討はしていただいております。それで、この中の机、椅子に  
関しましては、調整室と書いてありますけども、こちらの調整室の下の会議室  
の中に、多目的、大きく使う場合は納めて、多目的ホールとして利用してい  
きます。あまり大きく使わないときは、傍聴席のほうに寄せて使っていくとい  
うことも考えております。まだ、申し訳ございません。家具がどの程度のボリュ  
ームになるかということは、これからの検討になりますので、よろしくお願  
い  
します。

問（12） 録音室というんですか、これで見るとどこになるのか、ちょっと。  
調整室でいいのでしょうか。

答（行政 主幹） 先ほど、部長のほうから説明をさせていただきましたけど

も、この調整室のほうということになります。

委員長 この議場の、議場というか3階の平面図から議会スペースに関しましては、これは、この後になりますけども、ぜひ、ある程度のことを今期に決めてお示しをしないと、その後のことが進んでいかないということになりますので。できれば、きょうのこの質疑。契約書の質疑に関しては、時間的に十分とれる時間はありませんけれども、議場に関しては、今月末までに各派で一度検討をいただいて。これは、今までの公共施設あり方検討特別委員会でお話しいただいたものを、図面に落とししたものであります。ですから、細かいところはまだまだ事業者と、どういうふうにやっていくかということがあるのかもしれませんが、基本的に、議場は多目的ホールで使えるようにする。それから、委員会室は設けないと。そういうようなことをここで確認をしたものが、ここに載っているということですので、それ以外の部分も含めて、各派で御検討いただいて。それで質疑、要望等がございましたら、今月末までに、議会事務局のほうに提出をしていただきたい、というふうに思います。ここで、この場で恐縮ですけども、この後のスケジュールを言いますと、4月7日に議会運営委員会がございます。その後、委員会とか各派とかという括りではなくて、各派の代表の方でもってお話し合いをしていただけないかなと。正式な会議とかではなくて一応、各派の代表の方でお話を、4月7日の議運の後にやっていただきたい、ということをお思います。その結果を受けて4月14日に臨時会が今、予定されていますけども、14日の臨時会の後に、これは多分40分ぐらいで、税制改正の議案ですので、それぐらいで終わると思いますけども。その後に公共施設あり方検討特別委員会を開催いたしますので、そこで、各派でお話をいただいた、7日の日に話し合った結果を、ある程度反映できるものがあれば、反映したものをお示ししていただく、という形にしたいというふうに思います。その後は、皆さんにお集まりいただくということは非常に難しいものですから、日程的にも。一応、結論としてどうなるかということよりも、現状、議員を経験してきた皆さん方の御意見をある程度反映した形で、この3階のスペース、それから議会スペースというものがつくられていく、というような流れにしていきたいということで思っております。ですから今言ったように、各派でお話

し合いをいただく中で今、この図面上で、この部分がよくわからないとかいうことがあれば、この場で御質疑をいただいて、当局のほうで答えられる範囲で答えていただくということをしておかないと、個別で聞きにいていただくということになりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

問（15） 議場スペースの拡大図のほうで、議員控室の上側にありますこの6つはテーブルと考えていいですか、これは。議員控室のほうの上に、上のほうに、真ん中の6つのスペースがあります。これ6つのテーブルと考えていいですか、これは。

答（行政 主幹） この家具につきましては、まだそこまでの検討はしておりませんが、一応、書棚ということで考えてはおります。

問（15） それから、ロッカーについてはどうですか。

答（行政 主幹） 委員おっしゃられるとおりですね、ロッカーがこの配置にございませんので、そちらのほうは検討事項ということで、今の書棚のところと合わせてどうするかというところは現在、山下設計のほうには問題提起はしておる状況でございます。

問（14） 前にもらった資料に、いわゆるワーキンググループだったか、ワーキングショップだったかを、議会は議会でやって、というようなことがあったと思いますけども、そのことを今、委員長が言っておられるのか。その、前段階のことを言っておられるのか。いわゆる、ワーキンググループというのはここでやるのか。その業者を含めてやるのか、ということですね。

委員長 実は、当局とも打ち合わせというかお話を伺って、スケジュール的にもみたんですけども本来、当初の予定では、議会ワークショップを4回ほど開くというような予定できたんですけども実際、それは臨時会で、2月の臨時会があって、そこで契約。要は基本協定が、交わせた後のスケジュールでやる予定であったわけですけども。現実、契約上は遅れてきていますので、その部分が、もう日程的にとれないだろうということで。議会の皆さん方に全員入っていただいて、例えば設計だとか、それから当局、議会事務局もそうですけども、入ったワークショップというのは、日程的にはもう無理があるだろうということで。先ほど言ったように、各派で一度それぞれ話し合いをしていただ

いて、御意見を集めて、それで各派の代表者のほうで、ある程度煮詰めていただけんかということで、先ほどスケジュールを、やり方としてお示しをさせていただいたんですけれど。

問（14） 1回だけ。

委員長 何回やられても結構ですけども。日程的に、いかがですか。やれますか。

問（14） いや、わかりません。わかりませんが、それは、ちょっと検討してもらわないといけないと思いますけど。先ほど、契約は遅れたけどもきちんとやっていけるというお話があったと思いますけども。

問（14） その辺は何かと時間の制約があると思いますけど。工事が始まってから、ああだこうだということは言えませんので。初めにものを言っておかないといけないので十分、議員の方々がね。納得するものを、やはりきちんとやっていかなければいけないと思うから、ちょっと気になったから言っているんですけど。

委員長 基本的に我々が話をして、全会派がまとまって、こうしてくれと言ったものでも通るとは限りません。これは、その設計の部分で。これ、この部分は、何ともなりませんよ、という可能性もあるわけですから。ですから大体、これも確定したものではありませんので、イメージとして捉えていただいて。先ほど部長のほうから説明があったように、これとこれとこれは、もう動かさませんよ、というものももう決まっておるわけですので。それ以外の部分で、もう少しこうしてほしい、ああしてほしいという部分があれば、というところでのお話をしていただいて。議会からの要望として出す、という形になると思いますので、そこのところは御理解をいただきたい、ということです。一つよろしいですかね、これ。会議室というのは、これは市民にも開放する会議室ですか。

答（行政 主幹） 基本的には多目的ホールと同一、ということで考えております。

問（10） 議場の多目的ホール、いろいろとお考えだと思いますけども、具体的には、どのようなニーズに応える多目的にするのか。当然、私どもの議場

としても使いにくくなるでしょうし、開放するに当たっても、ある程度使いにくいけども、利用しやすいホールにしていくべきだと思っていますけども。具体的にはどのような考えで、これを市民の皆さん方に周知して、利用していただけるような考えがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（行政 主幹） 利用につきましては、まだこれからの検討になりますので、申し訳ございません。現在のところ、具体的なこととは申し上げられません。

問（10） 当然、我々も利用度が低いという意味から、やはり市民の皆さん方に議場を開放して、広く使っていただくという考えを持っているわけですので。市民の方には、ある程度利用しやすいようなことも考慮しなければいけない。あるいは、我々の議場としての機能もしっかり保ってもらわなければいけない。この二つが相反するところもあるかと思えますけども、ここを両立するというのは非常に難しいと思えますけども。市民の皆さん方に開放する。開放するといっても、利用しにくいような会場、あるいは出入りがしにくいといえますか、そういうような機能であれば、開放するといっても、市民の皆さん方からは利用しにくいという、そういう意見が出てしまうのではないか、という気がするものですから。このところを、中途半端な利用目的にするのではなく、しっかりとした、ある程度こういう目的にしっかり使えますよ、というようなことが、市民の皆さん方に報告していただいて、多くの方々に利用していただけるような施設にしてほしいな。そんな思いを持っておりますので、今後、こういった方面にお知恵を出していただいて、我々も協力いたしますけども、行政の皆様方もお知恵を出していただいて、市民のためにせつかく開放するのである以上は、利用しやすいスペースにしてほしいと思えますので、要望しておきます。よろしく申し上げます。

答（総務部） ただいまの件でございますが、確かに、委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、現実的にここが多目的ホールで、1年間使えるかということ、契約書で申し上げましたけども、やはり議会、優先ですので。市民の立場からすれば、使いにくい施設なんだろうと。しかしながら、この広さ。結構ありますので、1年間を通じて利用ができませんが、それぞれ利用される皆さん

方に、団体だとか個人、いろいろあると思いますが、積極的に広報でPRはさせていただきますので、よろしく願いいたします。

問（12） 先ほどから出ていました調整室と小さい会議室。今、議会を開いているときに、談話室のほうにも何人かみえると思うんですが、そういう方たちは、これで言うと、会議室に準備してなきゃいかんというような状況もあるかと思うんですが。そういう面は、これは全員が議場に出れるわけではないと思いますので、その点。これでやっていけるのかどうか、その点をお示ください。

委員長 内藤委員、ちょっと意味がよくわからない。

問（12） 議場に当局の全員が出るわけにはいかないのでは。

委員長 当局の話ですね。

「この30何名で、全て答えて…」との発言あり。

委員長 当局側の控室、その辺のところのことを伺ってみえるみたいです。

答（行政 主幹） 委員おっしゃるとおり、今やってることができないじゃないか、ということだと思うんですけども。今議場の、議長の後ろに控室はございますけども、これが今回なくなりますよということです。限られた面積の中で、やはり削るところは削って、このフロア全体1,030平米ございますけども、その中でこういったプランを考えております。ですから、今月末までにいいプランがありましたら、御提示をいただければありがたいんですけども、現在インターネット配信をしておりますので、各席でそれを見て、議会事務局と、またその辺、スペースはないですけども、そこで見るとか、なんらかの工夫は委員おっしゃるとおり、必要であると思います。

問（5） 基本的に土日が、議場だとか会議室を市民に開放するということで、月曜日から金曜日までは、ある程度優先的ではないですけど、突発的な会議だとかそれと視察だとか、そういったあれはすぐ使えるような状況になっておるのか。職員の休憩室があるんですけど、実際職員自体の、本当の休憩室にな

るのか、そののところがちょっとお聞きしたい。

答（行政 主幹） 議場の多目的ホールにつきましては、委員おっしゃられるとおり土日とか夜間ですとか、開放を考えております。ただ市役所の会議もございいますので、そういったことは運営の中で、時間を決めてやっていきますので、なかなか突発的なものというときは、空いているときしか使えないのかなと考えております。ただし臨時議会ですとか、そういった議会で必要なときはそれを最優先、ということで考えております。それから新庁舎3階平面図の左側の下のほうに、職員の休憩室ということで書いてありますけども、基本的には職員の休憩室は、会議室が空いているときにその場所で利用するというので、詰めていきたいと考えておりますので、今現在これがそのまま休憩室として一日中使っているよ、ということではございません。

答（総務部） この議会フロアの考え方なんですけど、今まで特別委員会の中で、この庁舎の関係の議会フロアのあり方について、いろいろ御意見をいただく中で、復習という意味になろうかと思っておりますけど、この議場につきましても多目的に使う、その中には市の職員が会議で使う、という場合も出てまいります。それから、市民の方が使う、という場合も出てきます。それから会議棟が今回できますが、議員の皆さん方が、会議棟のほうが空いていればそちらのほうを使うこともできます。みんなでうまく効率的に活用していく、というのが基本であったと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。よろしいですか。それでは先ほど申し上げたように、今月末までに各派で質問、要望等を取りまとめて、議会事務局のほうに御提出をいただきたいと思います。その後のスケジュールに関しましては、後でまたお話をさせていただきますけども、それではこの後が、協議事項、審査事項はございませんので、その他ということで、次回の開催日ですけども、先ほど申し上げたように4月14日の臨時会の後にこの公共施設あり方検討特別委員会をお願いしたいと思います。先ほど言われた議会フロア、議会スペースの件もそうなんですけども、実は3月の定例会の補正予算で可決をいただきました附帯決議がございいます。それに対しての粗々のスケジュールを、皆さん方の任期の中でお示しをしたい、というお話がございいます。附帯を議決したのは我々ですので、

我々のほうにそれをお示ししたい、というお話もございます。そういうこともございまして、その日程でお願いしたいということで、日程調整をしますけども、4月14日の臨時会終了後ということでもよろしくお願いいたします。編集委員会はその後にしてください。すいません。7日の議運の後も編集委員会が入ってますけども、これは編集委員会が先でも構いません。各派の代表者の話し合いですので。これは委員会でもなんでもありません。会議録もとりませんので、ですから7日は議運をやっていただいて、編集委員会やっていただいて、その後、各派の代表者の方で、この議会フロアについてお話し合いをしていただければ結構かと思います。14日は編集委員会で申し訳ないですけど、公共施設あり方検討特別委員会の後にやっていただければということで、勝手なスケジュールリングで申し訳ないですけど、副議長よろしいでしょうか。よろしいですね。それでは、よろしいですか。これで公共施設あり方検討特別委員会を終了させていただきます。今月の本会議最終日に、この委員会の委員長報告をさせていただきますけども、第6回からきょうの第13回までの報告になります。それから議会報告会のほうは、第7回から第13回までの報告になります。副委員長と調整しつつ。いろいろと重なる部分もあるかと思いますが、一応このようなことが示されてきたということ、時系列的にもしっかりとお示しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を終了させていただきます。

## 2 協議事項について

協 議 事 項 な し

## 3 審査事項について

審 査 事 項 な し

#### 4 その他

付 議 な し

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 13 分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長